店子情報の取得について

LINE Pay 株式会社
2021 年 1 月 23 日

弊社は、資金決済法に基づき、反社会的勢力との関係遮断および加盟店管理を求められており、取引先様が反社会的勢力に該当しないこと、および、特定商材の取扱禁止の順守状況を継続的に確認する必要があります。

株式会社イトーヨーカ堂様および株式会社丸大様と弊社の間にある代表加盟契約は、本来、イトーヨーカ堂様および丸大様の店子様方と個別に加盟店契約を締結するのが原則であるところ、便宜的に、店子様方の代表としてイトーヨーカ堂様および丸大様と弊社の間で加盟店契約を締結し、弊社が加盟店に対して負う管理義務をイトーヨーカ堂様および丸大様にお願いするというものです。

代表加盟契約においては、弊社の取引先に店子様も含まれているため、店子様に関しても反社会的勢力との関係遮断および加盟店管理が必要となり、店子様方についても、資金決済法の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、継続的に反社会的勢力ではないことの確認、および、資金決済法第１０条第１項第４号に基づき、取扱商材の確認を行う必要がございます。
そのため、イトーヨーカ堂様および丸大様を通じて、店子様が反社会的勢力ではないこと、および取扱商材の確認を実施したく存じます。

上記より、イトーヨーカ堂様および丸大様の店子様方の情報を収集させていただきたく存じますが、弊社における反社会的勢力ではないことの確認は、代表者様の氏名、生年月日および必要な場合は住所をもとに行う仕組みとなっておりますため、これらの情報が必要となっており、お手数をおかけいたしますが、情報提供のご協力お願い申し上げます。

また、上記の対応につきましては、弊社の監督官庁である金融庁に対して、代表加盟契約に基づく店子様の管理方法として報告しておりますため、当局との関係においても、実施しなければならない事項となっております。

なお、ご提供いただいた情報については、加盟店様の審査を行うのと同様のセキュアな環境で取り扱わせていただきます。ご提供いただく情報は、前述の確認にのみ利用させていただくもので、個人情報保護法に則り、それ以外の目的で利用することはございませんので、ご安心いただければ幸いです。

▼お問合せ先▼

■ LINE Pay 加盟店サポートデスク
0120-866-603（フリーダイヤル）